平成２９年（フ）第２８１号
熊本県合志市須屋628番地
債務者　藤岡　　保
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２８２号
熊本県合志市須屋628番地
債務者　藤岡スミ子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２５９号
宮崎市霧島４丁目164番地１　レオパレスエミネントⅠ―109号
債務者　井畑　菜摘
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２６０号
宮崎市東大淀２丁目２番40号　弘コーポ305号
債務者　毒島　匡子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７１号
宮崎県都城市山之口町山之口3106番地１
債務者　髙山　憲治
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第７０号
鹿児島県霧島市牧園町宿窪田2950番地５
債務者　今田　道雄
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
鹿児島県霧島市隼人町松永3514番地４
債務者　中村　豊治
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
福島県郡山市芳賀３丁目６番37号　グリーンキャッスル105号
債務者　渡邉　重代
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
茨城県龍ケ崎市白羽２丁目８番地15　ベルデュール白羽Ｅ棟102号室、前住所茨城県牛久市上柏田１丁目30番地３　（フローレスつくば105）
債務者　大田　良子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
石川県かほく市白尾ツ77番地　シュッドソワプレージＡ　102号
債務者　森下　貴仁
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９５号
金沢市平和町２丁目16番45号　県営住宅45棟313号
債務者　横山　秀光
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９号
長野県下伊那郡阿南町富草4347番地21　阿南富草寮
債務者　大原　良夫
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第１１７５号
愛知県知多市朝倉町373番地　寿苑２Ａ
債務者　白濱　知美
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３３号
神戸市西区桜が丘中町６丁目３番地の７
債務者　和田　芳幸
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第９１号
山口県下関市山の田北町２番12―506号
債務者　小川　深雪
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２４０号
大分県臼杵市大字市浜821番地の３
債務者　佐々木ミヨ子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２５９号
大分市大字猪野84番地
債務者　都留　優子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係